

Indonesian Policy for Cultural Assets and its Balinese Response

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5147

インドネシアの「文化財」政策と

バリ島での文化遺産の活用

鏡 味 治 也

はじめに

1. ジャワ島の「文化財」とその保護・活用
2. バリ島の「文化財」とその保護

3. バリ島の文化遺産の活用

4. バリ島の文化をめぐる状況

おわりに

はじめに

1992年にインドネシアで新しい「文化財法」(Undang-undang Republik Indonesia Nomor 5 Tahun 1992 tentang Benda Cagar Budaya)が制定・発布された。翌1993年2月に出されたその施行法(Peraturan Pemerintah No.10 Tahun 1993)とともに、国内の2,963の歴史考古学的遺跡・遺物が「文化財」(benda cagar budaya)として登録され、その保護・補修に対する政府からの援助とともに、その運営についての規制を受けるようになった。

インドネシア国内に残されている歴史的遺物を保護しようとする動きは、オランダ統治時代からあった。今回の新しい文化財法も、植民地時代の1931年に制定された「歴史記念物法」(Monumenten Ordonnantie)を、内容的に受け継いでいる。この法令は、製作後五十年以上経た、あるいは五十年以上前の様式を維持する遺物・遺跡のうち、歴史考古学のおよび美術的価値の高いものを選定して登録し、所有者の便宜を保証しつつ、その改変や譲渡を政府の監督下に置こうとするものであった。¹⁾

オランダ統治時代の遺跡保護は、もっぱら学術的な目的にもとづくものであった。「歴史記念物法」制定より30年も前の1901年には「ジャワ・マドゥラ考古学調査委員会」が設置され、1913年にはそれが「東インド考古局」に昇格して、そこに所属するオランダ人学者らの手で遺跡の調査が行われていた。「歴史記念物法」の制定は、そうした学術的研究の進展をふまえてなされたものである。

しかしいっぽうで、そうした政策の背景には、インドネシアを植民地として統治してゆくうえでのオランダ植民地政府の政治的意図があったことも疑えない。当時オランダの植民地政策は、強制栽培制度に代表される19世紀の略奪的政策から、教育の普及や官吏登用を通じて現地人の福祉の向上に配慮した、いわゆる「倫理政策」に転換した時期だった。上記の考古学調査委員会設立から「歴史記念物法」制定にかけての、今世紀初頭の30年ほどのあいだは、まさにその「倫理政策」が実施された時期にあたっている。ここでその

「倫理政策」と歴史考古学的遺跡に関する当時の政策のかかわりを歴史的に検証する用意はないが、後者が前者の一環として位置づけられていた可能性はじゅうぶん予想できる。

インドネシア共和国独立後、歴史考古学的遺物・遺跡に関しては、共和国政府はオランダ植民地政府の今世紀に入ってから政策を受け継いだと言える。「文化財法」の制定はつい最近のことだが、それまでは植民地時代の「歴史記念物法」が効力を保っていた。また「東インド考古局」は独立後の共和国体制下で、「国立考古学研究センター（Pusat Penelitian Arkeologi Nasional）」として教育文化省文化総局に所属する機関になっている。なお、現在「文化財」の選定や選ばれた遺跡の補修といった作業は、同じく文化総局内の「歴史考古学的遺物保護活用局」（Direktorat Perlindungan dan Pembinaan Peninggalan Sejarah dan Purbakala）が管轄している。

しかし政策は同じだとしても、その主体が植民地政府から独立した国民国家にかわったということは、それが内包する意味に大きな違いをもたらす。国が自国の「文化財」を選定するということは、国がそのそれぞれの遺跡や遺物を、自国の歴史的遺産として認めたことを意味する。インドネシアのような、第二次世界大戦後独立を果たした多民族国家では、国家の建設・維持のために国の歴史の編纂が不可欠である。ジャワ人が造った寺院をインドネシア中の人たちが自らの先祖の遺産として受け入れられるような、そうした歴史観が必要になってくる。そのときに、「文化財」の制定は大きな意味をもつことがじゅうぶん予想される。事実、インドネシアの代表的な遺跡であるジャワやバリやスマトラのヒンドゥー寺院は、その写真が歴史の教科書を飾り、インドネシア全域の学校で自国の歴史として教えられている。

いっぽうそうした国の政策が、とくにそれらの遺跡・遺物を自分たちの文化遺産として国の政策以前から継承してきた人たちにとって、すんなり受け入れられるかどうかは別の問題である。国内に多くの文化伝統の異なる民族をかかえつつ国の統一を図っていこうとする政府の立場と、個々の文化伝統を自らの遺産として代々受け継いできた者の立場は当然異なる。そこでは、「文化財」として指定されたものへの関わり方の違いから、たとえば国の政策に対する住民の側の反発といったこともまた予想される。あるいは国の「文化財」政策が、住民のあいだで自分たちの文化遺産に対する認識の変化を引き起こす、といったこともあるかもしれない。²⁾

また、それよりは付随的だが、より現実的な産物として、観光への波及効果があげられる。独立後の共和国政府の、歴史考古学的遺物・遺跡に対する態度を見てみると、1970年代半ばまでは国家遺産としての遺跡・遺物の保護に重点が置かれていた。³⁾ 1960年から1975年までに出された、歴史考古学的遺物・遺跡の保護に関する大統領令や内務大臣令、教育文化大臣令などは、いずれも1931年の「歴史記念物法」にもとづいて許可なくそれらを改変したり売買したり移動させたりすることを禁ずることに主眼を置いている。また1973

年の調整大臣の通信大臣および教育文化大臣宛ての覚書や、1980年の教育文化大臣の各地方部局宛ての回状では、それらを観光や教育に活用するにしてもあくまで教育文化省遺物保護局の管理下で行うことを指示しており、とくに前者では通信省の観光担当部局が遺跡などの補修に口を出すことを戒め、その観光促進のための役割を観光案内所の設立に限ってすらいる。⁴⁾ところが70年代末になると、それらを観光資源として積極的に活用しようとする方策が立てられるようになった。1979年に教育文化省文化総局長と通信省観光総局長のあいだで、歴史考古学的遺物・遺跡のほか儀礼や芸能も含めた文化遺産を、保護するばかりでなく積極的に振興して、それを観光に活用しようとする協定が取り交わされた。そして同じ年にそれを実行に移すための「文化観光促進委員会」が、文化総局の歴史考古学局長や芸能局長と観光総局の各局長を委員として組織され活動をはじめた。次節以下に見る、80年代に入ってから著名な遺跡の観光地としての整備や運営は、そうした政府の方針を具現化したものと位置づけることができる。それらの遺物・遺跡を「文化財」として国が認定することは、観光客の足を誘うものの価値を国が保証することにほかならない。

こうして現在のインドネシアの「文化財」政策は、単に遺跡や遺物の保護にとどまらない、さまざまな効果を波及させるものとしてとらえることができる。私は1993年3月から4月にかけて、ジャワ島とバリ島を訪れ、そこでの「文化財」政策と文化遺産の活用の現状について見聞する機会をもった。⁵⁾ここではそのときの情報をもとに、おもにバリ島におけるその現状を概観し、若干の考察を行う。なおインドネシア全体の状況のなかでバリ島の現状を位置づけるために、まずインドネシアを代表する遺跡であるジャワ島のボロブドゥール寺院とプランバナン寺院の例を紹介し、そのあとでバリ島の例について考察する。

1. ジャワ島の「文化財」とその保護・活用

ジャワ島中部にはインドネシアを代表する歴史的遺跡がいくつか残されている。なかでも世界最大の石造仏教建築といわれるボロブドゥール寺院 (Candi Borobudur) は、8世紀から9世紀にかけて建てられ、その後密林のなかにうち捨てられていたのを19世紀初頭にイギリスの植民地行政官ラッフルズが再発見して、世界的に知られるようになった。その調査や保護修復も植民地時代の19世紀末から断続的に手掛けられたが、共和国独立後の1973年からユネスコの援助を得て本格的な修復が始まり、1983年に寺院遺跡の修復は完了された。

いっぽうプランバナン寺院 (Candi Prambanan) は、ボロブドゥール寺院に負けない規模をもったヒンドゥー寺院で、9世紀頃に建てられたとされる石造建築遺跡である。こちらもその修復が植民地時代から手掛けられ、現在もまだ修復が続けられている。

両寺院遺跡とも、現在共和国政府が保有し管理しており、その修復もおもに政府の費用で行われている。修復を担当しているのは、先にあげた教育文化省文化総局内の歴史考古

学的遺物保護活用局である。こうした国家レベルで遺跡の調査・修復が進められているのは、現在のところこの両寺院のほか、東ジャワのマジャパイト王国の都であったとされるトゥロウラン遺跡と、西ジャワのバンテン遺跡の4つだけである。このことから、ボロブドゥール、プランバナナ両寺院が国家的文化遺産として位置づけられていることがうかがえる。

このふたつの寺院はまた、規模や歴史的価値もさることながら、いずれも長いあいだ住民たちに使われることのなかった、“うち捨てられた”遺跡である点でも共通している。最近になってボロブドゥール寺院では、国内の仏教徒の要請で、年一度の仏教儀礼を行うことが許可されるようになったが、プランバナナ寺院のほうは修復中ということもあって、そうして使用は認められていない。⁶⁾ そのいっぽうで、両者とも遺跡の周辺が公園として整備され、国の委託を受けた公社が入場料をとって運営している。つぎにその運営のありかたを見てみる。

a. ボロブドゥール寺院

寺院の修復は1973年から1983年まで、総額二千五百万USドルをかけて行われた。そのうちの25%はユネスコ等からの援助でまかない、残りはインドネシア政府が負担した。遺跡を中心とした半径200メートルの円内は、遺跡保護地区として政府が管理している。遺跡の現地での調査・管理は、現在では、歴史考古学的遺物保護活用局の下部組織として以下に述べる観光公園内に置かれた「ボロブドゥール研究センター (Pusat Study Borobudur)」と「石材保護局 (Pusat Konservasi Batu Candi)」が行っている。

遺跡の修復と平行して、遺跡の周辺を観光公園として整備する計画が、日本政府の借款資金を得て1976年から進められた。遺跡を取り巻く85ヘクタールの土地が住民から買い上げられ、公園として整備されていった。1980年にはこの観光公園の運営母体として、観光通信省の所有する国営公社となる「観光公園会社」(PT. Taman Wisata) が組織された。⁷⁾ そして寺院修復後2年たった1985年から、会社は「ボロブドゥール寺院観光公園」(Taman Wisata Candi Borobudur) の運営を開始した。

「観光公園会社」は現在、次に述べるプランバナナ寺院脇に本部を置き、ボロブドゥール寺院観光公園を運営する「ボロブドゥール部局 (Unit Borobudur)」のほかに、これも次に述べるプランバナナ寺院観光公園を管理運営する「プランバナナ部局 (Unit Prambanan)」、プランバナナ寺院観光公園内の特設会場で定期的に催される「ラーマヤナ・パレー」公演等の運営を担当する「劇場部局 (Unit Teater)」、さらにプランバナナ遺跡の近郊にあって調査修復が進められているラトゥ・ボコ遺跡の将来の公園としての運営を予定する「ラトゥ・ボコ企画局 (Proyek Ratu Boko)」、および「食事宿泊企画局 (Proyek Akomodasi)」と「交通企画局 (Proyek Transportasi)」からなっている。

ボロブドゥール寺院観光公園は敷地内に博物館、20室を備えたゲスト・ハウス、遊覧電車施設を有し、入り口にはバス87台、車265台を収容する駐車場を備えて、入場料徴収とともに会社が直接管理運営している。公園ではたらく会社職員は1993年現在364名で、その内訳は事務職82人、種々の設備運営122人、公園整備清掃114人、警備46人である。

公園はまた敷地内にレストランと売店各一軒、入り口の外に土産物店78軒と飲食店22軒の設備を用意し、業者に賃貸している。各業者は会社と契約して月々の賃貸料を支払い、それぞれの店を経営している。さらに入り口前の歩道には多数の露店商が店をひろげているが、これらも会社に登録されて月々の契約料を支払っている。その数500人ほどで、多くがこの地区の住人である。

公園内を案内するガイドは約30名が登録され、料金は会社の管轄する窓口で支払われて、そのうち会社の取り分を差し引いた額が各ガイドに渡される仕組みになっている。これらのガイドはこの地区の「インドネシア観光案内協会」(Himpunan Pemandu Wisata Indonesia) に登録された者であり、この協会は県の観光局の傘下にある。また公園内で観光客に写真をとって提供する写真屋は約60人が登録され、月々の契約金を会社に払って営業している。こちらはボロブドゥール村の共同組合 (Koperasi Unit Desa) が組織する団体の加盟者たちである。

このようにボロブドゥール寺院観光公園では、観光公園会社の職員のほかに、さまざまな商売、職業の者が、会社との契約を通じて営業を行っている。公園の1992年の入場者数は1, 989, 959人で、うち1, 677, 511人が国内観光客、312, 448人が外国人観光客である。なお入場料はインドネシア人と外国人とで別々に設定されている。

b. プランバナン寺院

プランバナン寺院遺跡はボロブドゥール寺院のようなユネスコからの修復援助は受けていないが、やはり植民地時代から修復が手掛けられ、現在も政府の手で修復が続けられている。1993年現在で中央の伽藍部分の修復は完成しており、続けて周辺の石壁や門の部分の工事が続けられている。

この寺院の場合もまた、遺跡を取り巻く80ヘクタールの土地が住民から買い上げられて公園として整備され、入場料をとって運営されている。この「プランバナン寺院観光公園」(Taman Wisata Candi Prambanan) を運営しているのも、すでに述べたように、ボロブドゥール寺院観光公園の運営母体と同じ「観光公園会社」である。

プランバナン寺院観光公園の運営は、すでに見たボロブドゥール寺院観光公園のそれを踏襲している。敷地内には博物館が、入り口には駐車場が備えられ、入場料の徴収とともに会社が直接管理運営している。そのほかに、敷地内にレストランが一軒、入り口前には土産物屋の設備が用意されて、業者に賃貸されている。ガイドや写真屋についてもボロブ

ドゥールと同様である。

いっぽうプランバナナ遺跡自体の管理運営は、現在のところボロブドゥール寺院のように敷地内に特別の研究センターはもっておらず、遺跡から数百メートル離れたところにある歴史考古学的遺物保護活用局の地方部局の「ヨクヤカルタ特別州歴史考古学的遺物保護局」(Suaka Peninggalan Sejarah dan Purbakala D. I. Yogyakarta) が管轄している。遺跡の修復等はこの部局の担当である。

以上、ボロブドゥール、プランバナナ両寺院とも、遺跡は中央政府の遺物保護活用局の地方部局が管理して修復を担当し、いっぽうそれを取り巻く観光公園は観光通信省の観光公園会社が運営している。いずれも政府が国家的事業として取り組んでいる点が特筆される。そこには両寺院の国家的文化遺産としての位置づけと、やはり国家的観光資源としての活用のありかたが見てとれる。

2. バリ島の「文化財」とその保護

バリ島の「文化財」の保護・管理は現在、文化総局内の遺物保護活用局の地方部局である「バリ州歴史考古学的遺物保護局」(Suaka Peninggalan Sejarah dan Purbakala : Propinsi Bali-NTB-NTT-TIMTIM) が行っている。この部局は現在、バリ州以外に西部ヌサ・トゥンガラ州、東部ヌサ・トゥンガラ州、および東ティモール州の遺物・遺跡も管轄している。バリの「遺物保護局」は1949年に開設されたもので、遺物保護活用局の地方部局としては中部ジャワ州、東部ジャワ州について古い。⁸⁾ その事務所は1974年から、バリの考古学的遺跡の集中するギアニャル県ブドゥルー村に建てられた考古学博物館の敷地に置かれている。

現在バリ州で「文化財」として登録されている遺跡・遺物は133件である。これらは重要な歴史考古学的遺物として1976年から調査されてリストアップされ、1985年には文化財候補として正式に登録され、1992年の「文化財法」発令によって「文化財」に指定されたものである。⁹⁾ さらにバリ州の遺物保護局は、1986年に65件の遺跡・遺物を追加申請したが、これはまだ本部で受理されていない。バリ支部ではこのほかさらに39件が候補としてノミネート中であるという。

「文化財」に指定されている133件の内訳は表1のとおりである(表中の内容別分類はリストの記載をもとに私が行ったもので、また所有者別分類はリストの記載による)。1件として数えられているもののなかには、彫像や石棺など単品の遺物のほかに、寺院遺跡、現在も使われているバリ・ヒンドゥー寺院、考古学遺跡の発掘現場、さらには歴史考古学的遺物を多数保管・展示している博物館などがある。発掘現場の場合はそこで発掘された遺物も1件のなかに含まれる。博物館というのはもちろんその建物ではなくてそこで展示されている物がまとめて1件ということである。

表1のなかで「バリ・ヒンドゥー寺院」として分類したものは、現在もその信徒たちによって儀礼の場として使われている寺院である。バリの寺院の多くは、そこで祀られている神の性格によって、その寺院を維持管理しそこでの儀礼に参加する信徒 (*pangamong*) の範囲が明確に決められている。表1での「所有者」とはその信徒の集団を指している。所有者が村とは特定の慣習村 (*desa adat*) やバンジャル (*banjar*) といった地域共同体の成員を信徒母体とする寺院であり、また灌漑用水組合というのはいはり特定の灌漑用水組合 (*subak*) の組合員が維持管理する寺院である。これらの寺院では、信徒以外の人びとが参拝するといったことは原則としてない。ただしそこで「一般」と記されている寺院は、バリ・ヒンドゥー教の総本山であるブサキ寺院 (*Pura Besakih*) のようなバリ・ヒンドゥー教徒全体を対象にしたものや、靈験あらたかな神を祀る寺院として不特定多数の者がそこでの儀礼に参加するような寺院である。

表1 バリ州の文化財

内容	件数	所有者	
バリ・ヒンドゥー寺院 (<i>pura</i>)	108	村	75
		灌漑用水組合	9
		王家 (<i>puri</i>)	4
		個人/家族	7
		一般 (<i>jagad/umum</i>)	8
		未記入	5
石造寺院遺構	9	村	8
		未記入	1
庭園	1	家族	1
石棺	7	村	1
		個人	5
		未記入	1
石造レリーフ	3	村	2
		個人	1
石像	1	村	1
銅板碑文 (<i>prasasti</i>)	1	寺院信徒	1
博物館	2	政府	2
発掘遺跡	1	政府	1

それに対して「石造寺院遺構」として分類したのは、川辺の石壁や洞窟に刻み込まれた遺構で、植民地時代からオランダの考古学者らの手で調査研究がなされてきたものであり、10世紀から14世紀頃にかけて僧院や亡くなった王をしのぶ記念碑として建造されたのではないかと推測されるものである。¹⁰⁾ 現在これらの遺構は住民たちによって使われることはない。所有者が村になっているのは、その所有地が村の所有する土地に属するということだろう。

「庭園」はクルンクン県のスングアン村 (Desa Sengguan) にあるタマン・サリ (Taman Sari) と記載されているが、どういうものか実見していない。「石棺」は中南部バリを中心に見つかっている新石器時代の遺物である。「石造レリーフ」、「石像」としたのは上の石造寺院遺構と同じ時代のものでされる遺物である。「銅板碑文」もまた同じ頃のもので、ある寺院に保存されているものである。ふたつの「博物館」は州都デンパサール市にある1932年開設のバリ博物館と、石造寺院遺構の集中するバリ中南部のブドゥルー村に1974年に開設された考古学博物館である。そして「発掘遺跡」はバリ西端のギリマヌツ (Gilimanuk) で発見されて1963年以来発掘調査が行われてきた新石器時代の遺跡である。

リストの内容を見ると、植民地時代以来考古学者や歴史学者に注目されて研究されてきた遺跡・遺物がほぼ網羅されていることがわかる。¹¹⁾ それは寺院遺構や石棺などの遺物に限らず、現在も使われている寺院に分類したものなかにも、古い碑文の存在や特異な建築様式によって学者の注目を集め、学術研究書でも繰り返しとりあげられてきた寺院が多く含まれている。そのひとつひとつの選定の経過を吟味する資料は持ち合わせていないが、これら「文化財」の選定が、おもに植民地時代以来の学術研究にもとづいたものであることはおおよそ判断できる。

つぎに、これら「文化財」がどのように保護管理されているかについて見てみると、そこには、先に見たジャワの寺院遺跡には見られなかった、バリ特有の問題が浮かび上がってくる。それはバリの「文化財」の多く (133件中の108件、全体の8割) が、村や灌漑用水組合の成員、あるいは王家や一族といったそれぞれの信徒 (*pengamong*) たちに現在も使われているバリ・ヒンドゥー寺院 (*pura*) であることである。博物館に収められている遺物や発掘現場、発掘された石像や石棺は、学術的な保存管理に際してさしたる問題はない。現在の住民の信仰に直接関わらない石造寺院遺構についても同様である。これらも村や個人の所有になるものが多いが、その場合も問題が生ずるとすれば、誰が保存の経済的な面を負担するか、といったこと程度である。それに対して、現在も使われている寺院の場合は、信徒らによる使用と、遺物保護局による保存とのあいだで、あつれきの生ずることがじゅうぶん予想される。

事実そうしたあつれきは、バリ・ヒンドゥー教の総本山であるブサキ寺院のあつかいをめぐって表面化したことがある。島の最高峰アグン山の中腹に建てられたブサキ寺院は、伝説によれば8世紀頃にジャワから渡来したヒンドゥー聖者によって創建されたとされ、15世紀にはバリを支配した王朝の関わりを示す碑文が残され、18世紀以降は王朝の守護寺院として役割を果たしてきた。¹²⁾ そして共和国独立以後は、バリ・ヒンドゥー教の総本山として位置づけられている。寺院はいくつかの王家や一族の所有するものを含めて22の寺院からなる複合体で、なかでもその中心に位置する中央大寺院 (Pura Penataran Agung) では、バリ・ヒンドゥー教徒全体を対象とした儀礼が定期的に催されている。¹³⁾ ブサキ

寺院はバリ島でも一番の由緒と規模と格式をもつ寺院なのである。

そのブサキ寺院を1990年に政府が、ユネスコの要請する「世界的文化遺産」の選定の候補にリストアップしているという話が伝わり、バリのヒンドゥー教指導者たちが猛反発するということがあった。このいきさつを伝える週刊誌記事によると、政府はボロブドゥール寺院に匹敵する国内の文化遺産を探したのに対し、ヒンドゥー教指導者たちはまさにブサキ寺院がボロブドゥール寺院のようになっては困ると反発したのである。¹⁴⁾ ボロブドゥール寺院はすでに見たようにユネスコの援助を得て政府の監督下に修復が行われ、そこでの宗教儀礼の実施も当時はまだ許可されていなかった。いっぽうブサキ寺院は現在もバリ・ヒンドゥー教徒の信仰の拠り所として、信徒らの手で増改築が行われ、儀礼が催されている。ブサキ寺院がボロブドゥールのような“死んだ”記念物にされては宗教活動に支障が出る、というのがヒンドゥー教指導者たちの言い分だった。

同じようなあつれきは、新しい「文化財法」が制定された1992年に、ブサキ寺院の文化財指定をめぐるふたたびもちあがっている。¹⁵⁾ 「世界的文化遺産」選定のとくと同じ理由で、ブサキ寺院の「文化財」指定をとり下げようとする要求が、ヒンドゥー教指導者たちのあいだで沸き起こった。ヒンドゥー教指導者たちのこうした過敏とも言える反応の背景には、イスラム教徒が圧倒的多数を占めるインドネシアでの少数派ゆえという事情があるのだが、「世界的文化遺産」にせよ「文化財」にせよ、その規定する内容が正確に伝わっていなかったことにも起因している。つまり新しい法令に関する事情説明が関係者に対してじゅうぶんにおこなわれなかったということで、その後当事者のあいだで調停のための話し合いがもたれたようである。「世界的文化遺産」選定の方はその後どうなったか明らかでないが、「文化財」の方はブサキ寺院も133件のバリ州の文化財のひとつとして登録されたままになっている。

「文化財」の維持管理を担当する当事者であるバリ州遺物保護局の担当官によると、信徒とのあつれきを避けるため、遺物保護局では「文化財」を、もう使われなくなった遺跡・遺物と現在も使われているものに分け、前者については遺物保護局が維持管理を受け持つが、後者については現在のところその維持管理を、インドネシアにおけるヒンドゥー教徒の代表団体であるヒンドゥー教評議会 (Parisada Hindu Dharma Indonesia) やそれぞれの寺院の信徒母体である村などに委任しているという。¹⁶⁾ つまり従来通りの儀礼上の使用に関しては信徒にまかせ、建物の補修などの際には遺物保護局も協議に加わって決める、といった方針である。たとえばブサキ寺院の場合、現時点では建物やまだ儀礼に使われる御神体などはヒンドゥー教評議会が管理し、それ以外の古い彫刻などを遺物保護局が管理する、という役割分担を原則としつつ、建物に付属する門の一部修復には遺物保護局とヒンドゥー教評議会が協力してあたるといったように、具体的な作業についてはそのつど協議して対処しているという。

遺物保護局の立場から言えば、「文化財」の維持管理はその保護にほかならないが、ヒンドゥー教評議会や信徒の立場から言えば、寺院の維持管理はその活用ということになる。それに加えてバリでも、ジャワの遺跡の場合と同じように、「文化財」を観光資源として活用しようという動きが顕著に見られる。つぎにそのいくつかの例をあげて、バリでの「文化財」、さらには「文化財」指定を受けてはいないがそれに類する文化遺産の活用のあり方を見てみる。

3. バリ島の文化遺産の活用

「文化財」の指定を受けたバリ・ヒンドゥー寺院での行事の運営が、村などの信徒母体にまかされていることはすでに述べた。信徒たちは従来通りの儀礼をそこで行っている。さらに、観光名所として知られた寺院では、信徒母体である村なり灌漑用水組合なりが入口のところに係の者と寄付金箱を置き、寺院へのお布施とかいうかたちで観光客から任意の金額のお金を受け取って寺院を見せている。ただしいくつかそうした寺院を見て回った限りでは、見せるといっても案内板も公式ガイドも用意されてなく、また月経時の女性の入場や、膝を露にするような半ズボンやミニ・スカートでの入場は禁じられ、さらに入場の際には儀礼用の腰帯の着用を義務づけるなど、あくまでも信仰の場である寺院の境内に入るということが強調されている。¹⁷⁾

現在は使われていない「石造寺院遺構」として分類した「文化財」については、やはり著名な観光名所として、村などが入場料をとって運営しているところもあるが、柵もなくそのままになっている遺跡もある。また「文化財」を保管している博物館は、当然のことながら資料を展示して来館者に見せている。

以上が一般的に見たバリの「文化財」の活用の現状であるが、つぎに今回聞き取りをすることのできたいくつかの例をあげて、「文化財」やそれに類する文化遺産の活用のあり方をさらに細かく見てみる。

a. タナ・ロット寺院とウルン・ダヌ・ブラタン寺院

バリ島西南部のタバナン県の南海岸の、海に突き出た岩の上に建てられているタナ・ロット寺院 (Pura Tanah Lot) は、その奇景と美しい夕陽で観光客に知られる。16世紀にジャワから渡来したヒンドゥー高僧によって創建されたと伝えられ、現在「文化財」に指定されている。この寺院を維持管理する信徒母体は隣接するひとつの村で、村びとは現在も定期的に寺院での儀礼を行っている。

以前は村の寺院へのお布施という名目でお金を受け取って観光客に見せる程度だったが、その後県が隣接した海岸線の土地を買い上げて公園として整備し、1981年に「タナ・ロット観光公園」(Taman Wisata Tanah Lot) としてオープンした。県はその公園の管理

運営を私の企業に委託している。委託された会社は入場料を徴収するとともに、園内でレストランやホテルを経営し、土産物屋の建物を建ててテナントに貸し、また観光用のケチャ・ダンスを定期的に催して、収入の一部を年間契約で県に納めている。なお駐車場は県が直接管理している。入場者は現在一日平均約千人くらいという。

こうして寺院を取り巻く一帯は営業目的で運営されるようになるいっぽう、寺院本体はあくまでも宗教施設として維持され、その境内に入るにはすでに述べたような宗教的規律が課せられる。

このタナ・ロット地区は州レベルでも観光地として重視され、そこへの道の整備は州が行い、さらに寺院の建つ岩が波に侵食されないようにするためのテトラ・ポットは大統領の寄付でまかなわれたという。

同じタバナン県の北端、島の中央の火山の火口湖のほとりに建てられたウルン・ダヌ・ブラタン寺院 (Pura Ulun Danu Bratan) は、文化財には指定されていないが、山麓の水田を潤す水源地の寺院として広い信仰を集めている。この寺院はかつてその山麓を支配したムンウィ王家が建立したのがはじまりとされ、現在ではそのムンウィ王家が所有する一画のほかに、やはり山麓のマルガ領主家が所有する一画、そして周辺の4つの村が信徒母体となって管理維持する一画とからなる。これらの寺院部分もまた、現在も儀礼に用いられる場として維持されている。1990年に大雨のため湖の水位が上がって寺院が水没しかけたときには、タバナン県が信徒である王家や村の人びとと協議して対策を講じたこともあった。¹⁸⁾

高原の火口湖に影を落とす寺院の姿は、観光客にもよく知られてきた。ここでも県は、寺院を取り巻く一帯を重要な観光資源と位置づけ、寺院を取り巻く一帯を「チャンディクニン公園」として整備している。公園の整備は1977年頃から始められ、1984年と1991年にはバリ州における景観整備の賞をとっている。公園の敷地は寺院が所有する土地であるが、整備に関しては民間の資金を調達して県が行った。県は公園の入場料と駐車場を直接管理するほか、入り口前に土産物屋を入れる建物を建てて業者に賃貸している。入場者数は一日数百人という。また民間の資本家も、公園脇の寺院所有の土地を借りレストランを建てて営業したり、湖で貸しボートを営業して、収入の一部を県に納めている。

このウルン・ダヌ・ブラタン寺院と前にあげたタナ・ロット寺院の場合は宗教施設と観光施設の区分けがもっとも明確に維持されている例と言える。いずれも隣接の一帯が観光公園として正式に入場料をとって運営され、いっぽう寺院のほうは本来の宗教施設として、特別な事情や申し出がない限り観光客が自由に出入りできるようにはなっていない。しかしこうした運営のしかたは現在のところバリではまだ特別で、「文化財」にも指定された他の著名な寺院の多くは、お布施の名目でお金を受け取りつつ観光客を境内に入れて見せている。ウルン・ダヌ・ブラタン寺院やタナ・ロット寺院で寺院と公園の切り離しが可能

だったのは、いずれの寺院も境内の施設よりは海や湖に浮かぶ遠景のほうが観光的価値をもっている、ということにも関係していよう。

b. カランガスム王家の王宮と離宮

歴史的文化遺産ということ言えば、寺院などの宗教施設ばかりでなく、かつて勢力を誇った王家が所有する王宮や離宮も含めて考えなければならない。現在「文化財」のリストに見える類似の施設は、「家族」の所有する「庭園」が1件だけであるが、後述のようにそれらの施設のいくつかでは「文化財」指定のための調査がすでに行われている。

バリ島東部のカランガスム県には、植民地統治が始まるまでこの一帯を支配していたカランガスム王家の王宮 (Puri Agung Karangasem)、およびその王家の王Anak Agung Bagus Jelantikが1918年に都の南の海岸に建てたウジュン離宮 (Taman Ujung/Taman Sukesada) と、1955年に都の北に建てたティルタガンガ離宮 (Taman Tirtagangga) がある。

王宮はバリ式の伝統的建物にオランダ風の建物と中国風の池を配した折衷様式で、時代的価値をもつものとして遺物保護局もすでに調査を行ったが、文化財としての認定は検討中であるという。離宮のほうは広大な池に建物を配した施設である。海岸のウジュン離宮は現在施設の大半が壊れたままになっているが、県都の北にある丘の麓の、付近一帯の水田を潤す灌漑用水の源となっている豊富な水量の泉の脇に造られたティルタガンガ離宮は、公園としてよく整備され、観光客を集めている。これらの施設はいずれもかつてのカランガスム王家の子孫である一族が所有している。

王宮とティルタガンガ離宮は、王家の一族が主体となって作られた財団が施設の維持管理と運営を行っている。財団は職員を雇って施設の維持管理を行ういっぽう、入場料を徴収し、ティルタガンガ離宮では付属のプールも経営している。入場料の一部は県に納められる。¹⁹⁾ 王宮の入場者数は毎月五百人程度、離宮の方は毎月五千人程である。

いずれもかつては私的に入場料をとって観光客に見せていたが、1992年頃に財団が県の観光課にはたらきかけて観光地としての認定を受け、正式に県の発行する観光地入場券を使って運営することになったという。島の東端にあることでこれまで観光客の足をあまり引き付けることができなかったカランガスム県は、近年ホテルの誘致など観光政策に力を入れており、そうしたなかで県はこれらの施設を県内の観光資源の柱としたい方針のようで、特にティルタガンガ離宮に至るアクセス道路の整備や標識の設置などを進めている。ティルタガンガ離宮は歴史は浅いが観光客には知られており、時がたてば歴史的価値もついてくる。より壮大で歴史的にも古いウジュン離宮のほうは、王家の知人のオーストラリア人が私的に援助して修復しようとしたこともあったが、その規模が災いして資金不足でそのままになっており、資金提供者を待っているところである。

これらの施設は個人所有であること、および宗教施設ではないことが寺院の場合と異なっている。「文化財」に指定されてもいないため、その整備活用にそれほど問題があるわけではない。しかし観光的価値から言えば、著名な寺院に伍する魅力をじゅうぶん備えている。タナ・ロット寺院などとの入場者数の差は、地理的なハンディキャップを差し引いて考える必要がある。県が修復に金を出すところまではいっていないが、観光地として売り出すことを後押ししている点は明らかである。

c. プンリプラン村とトゥルニャン村

バリ州で「文化財」として登録されたものの中には、今のところ民家は含まれていない。しかしバリ以外の州では伝統的建築様式を保った民家が「文化財」にすでに指定されている例もあり、バリにおいてもそれが寺院建築などと並んで貴重な文化遺産であることは明らかである。²⁰⁾

その伝統的住居、さらには村全体を景観保存して観光地の名乗りをあげたのが、島の中東部のバンリ県にあるプンリプラン村 (Desa Penglipuran) である。この村は、これまでのバリの歴史で、あるいは観光産業のなかで、とくに名を知られた村ではなかったが、独特の住居様式や慣習を維持し、それを資源として村をあげて伝統的な集落景観を保存し、観光地としてやっていこうとしている村である。

現在までのところ、1987年に村の人びと自身の資金と郡庁の寄付金で村の中央を貫く道路を石畳にして整備補修し、1992年には道の両側に並ぶ住民の屋敷の門を伝統的な形に統一して補修した。村びとの話では、このほかに、独特な建物の配置や構成の屋敷、集落の北端にある村の寺院、一夫一婦の禁を犯したものを住まわせる敷地などがこの村の特徴としてあげられ、これらを観光客に見せようとしているようであった。

1993年4月の時点ではまだ観光地としての県の認可が下りず、入場料などもとっていないが、すでに新聞や外国人観光客向けのニュースにはとりあげられ、1993年中には正式に認可が下りて観光地として運営が始められる予定であるという。²¹⁾ ただし、まだ人びとが実際に住んでいる家の中をどこまで見せるのか、案内役は誰がするのかといった点については、じゅうぶんな対応がなされていない状態であった。

村全体を観光地として見せようとするについては、バリの中でも先例がある。²²⁾ バリ島中央の活火山バトゥール山の火口湖のへりにあるトゥルニャン村 (Desa Trunyan) は、死者の遺体を土葬にも火葬にもしないで墓地の地面の上に置いたままにする風葬の風習や、独特な寺院の祭りで知られている。その村の寺院は祭りのほかに古い碑文や石像を保持し、植民地時代から学者の注目を集めてきた寺院であり、現在「文化財」にも指定されている。

そうした特異な立地や風習から、トゥルニャン村には以前から観光客が訪れ、村びとのほうも観光客に見せるための墓地を（観光客には内緒で）特別にしつらえるといったこと

をしてきたが、それ以外には、村の景観を保全したり特定の民家を修復して観光客に開放するといったことはなされなかった。また村へはボートでしか渡れず、そのボートの料金をめぐりいざこざや、観光客への村びとの物乞いがひどいことでも観光客に知られていた。

トゥルニャン村一帯はプンリプラン村と同じバンリ県に属し、その知事の座に現在の県知事が座った1990年から、県はトゥルニャン村を含む県内の観光地の運営統制に力を入れはじめたようである。トゥルニャン村の観光運営は1990年から、現地周辺の民間資金をもとに設立された財団に委託されるようになって、観光客からの不満は減り、観光客の数も増えて、運営は順調にしているという。²³⁾

村そのものを観光地化することは、バリでは名所旧跡や芸能の次に期待される観光資源として、州知事など政府要人の演説等で理念としてはさかんに鼓舞される方策である。しかし観光客との接触は長いあいだ村の自治、あるいは個々の村びとの裁量にまかされ、観光客と住人のあいだのトラブルが問題になることもしばしばであった。近年、観光地としての運営のあり方に県が関与して、運営方法が整備されつつあることは上に見たとおりである。しかしその中で、何を誰がどのように見せるかということに関しては、まだまだ方策が確立しているとは言いがたい。とくに何を見せるかについて、観光客の興味のあるかを横目で睨みながらも、村びとが何を自分たちの文化遺産として提示するかにかかっているのが現状と言える。

以上、「文化財」に指定されているものもそうでないものも含めて、バリにおける文化遺産の活用の具体例を見てきた。ここで取りあげた限られた例からも、文化遺産の運営をめぐっては、「文化財」を保護しようとする遺物保護局、それを生きた宗教施設・用具として利用している寺院信徒とその宗教的規律を統制するヒンドゥー教評議会、さらにそれを観光資源として活用しようとする村や個人とその運用を統制しつつバックアップしてゆこうとする観光局および地方政府などといった当事者がそこに関わっていることがわかる。

遺物保護局の立場から言えば、その保護する「文化財」の理想的な活用は、その研究調査成果の提示も含めての、博物館での展示や遺跡の公開ということになる。現状ではこうした例は限られ、博物館での展示もその説明等がじゅうぶんとは言いがたく、また保護されるべき遺跡が柵もなにも設けずに放置されている例も見られるが、それはまた別の問題である。

寺院を保持する信徒たちにとっては、その活用とはまず第一に宗教施設としての運用である。しかし同時に著名な寺院は村びとにとって貴重な観光資源でもあり、その宗教施設としての利用と観光施設としての利用のあいだに妥協点を見いだすことが求められる。この点で、この両者をきっちり区分しようとしているタナ・ロット寺院やウルン・ダヌ・ブラタン寺院の例は、ひとつの有効な方策と言える。この両者の例で、公園の運営による収入のうちどれくらいが地元還元されるかははっきりしないが、本来であれば寺院信徒の

負担となる寺院の補修などに対しては県が積極的に助成しているようである。またそれ以外にも、観光地として栄えれば、地元の人でも土産物屋や写真屋として参入することで収入が期待できる。さらには「文化財」を保護する遺物保護局の立場から言っても、不特定多数の観光客を自由に出入りさせるよりは、特定の信徒による使用に限ったほうが望ましいことは明らかである。

いっぽうカラングスム王家の王宮や離宮のような寺院以外の施設、あるいはプリプラン村やトゥルニャン村など民家や慣習までを文化遺産としてとらえようとする場合、その活用にはよりいっそう観光利用への傾斜が目立つ。ただし、とくに後者の場合、観光施設としての利用と村びとの日常生活の折り合いをどうつけてゆくかが、これからの問題として残されている。王宮や民家は今後「文化財」に指定される可能性がなくはないが、その建物や様式の維持ということで言うと、いずれも由緒や伝統が観光地としての売り物になっているために、極端な改変はその面からのブレーキがかけられていると言える。ただし、たとえばプリプラン村の道はかつて土のままであったのが観光化にむけて石畳に変えられてしまったように、そうしたブレーキは「文化財」に課せられる規制ほどには働かないことも事実である。

観光が州の重要な産業であるバリでは、地方政府もまた観光資源としての文化遺産の活用に積極的に乗りだしている。具体的にはとくに県のレベルで、観光地としての運営を認可して入場料の一部を徴収するいっぽう、当該地へのアクセス道路や付随の観光公園を整備し、駐車場を直接管理するなどの積極的な姿勢が目立つ。これに対して民間の側は公園運営の委託を受けるほか、土産物屋やレストランのスペースを借りて営業したり、ガイドや写真屋として参入している。とくにガイドや写真屋は、バリでもタナ・ロット寺院やウルン・ダヌ・ブラタン寺院のように観光地として体裁の整ったところでは、ボロボドゥール寺院の場合と同じく同業者組合を作って観光局の傘下に入れられている。こうして民間活力の活性化、組織化を促しつつも、観光地としての運営のあり方を統制してゆこうとする地方政府の姿勢が指摘できる。そこにはそれを直接の財源にしようとする意図のほかに、変なものを見せて観光地としての評判を落とすたくないとする配慮が認められる。

バリの地方政府による文化遺産の積極的な観光への活用は、冒頭で述べた70年代末以降の中央政府の方策に歩調を合わせたものと言えるが、バリ島は観光の先進地として、観光開発に関しては中央政府の全体的な政策に先行している面もある。国内の観光開発は1969年からはじまったスハルト内閣の第一次五ヵ年計画ですでに重点が置かれ、なかでもインドネシア随一の国際的観光地になると目されたバリ島には、1969年にングラー・ライ国際空港が開設されるとともに、世界銀行の勧告を受けてフランス人の調査団が派遣され、その調査にもとづく「バリの観光開発のためのマスター・プラン」が1971年に公刊された。その内容は海岸のリゾート地開発や島内の道路の整備といったことだったが、それに触発

されて、同じ年にバリ州政府は州の観光局、宗教局、教育文化局と共同で「バリにおける文化観光をめぐるセミナー」を開催した。そこでの結論は、押し寄せる観光の影響を統制しつつそれを地元文化の維持育成に活用する、というもので、「文化観光」という考え方ははじめ、先に述べた70年代末の中央政府の方策の転換点となった文化総局長と観光総局長のあいだの協定の内容を先取りしている。²⁴⁾ バリ島での“実験”を、後に中央政府が国全体の方策に取り込んだ、ということもじゅぶんに考えられる。「タナ・ロット観光公園」のオープンが「ボロブドゥール寺院公園」の運営開始より4年早いのも、バリではすでにそうした論議が熟しており、それが素早い対応につながったであろうことも見逃せない。

こうして「文化財」や文化遺産にかかわる当事者たちは、ある面では対立しつつ、ある面では共同歩調をとって、その有効な活用を模索している、というのがバリにおける現状である。次節では、これまでの論議を手がかりに、その「文化財」や文化遺産が中核のひとつを占めているバリの文化全般の、現在置かれている状況について若干の考察を行う。

4. バリ島の文化をめぐる状況

これまで取りあげてきた「文化財」やそれに類する文化遺産は、今日のバリの文化をかたちづくっているもののうちの、目に見えるかたちに具現化された部分であると言え、バリの人たち自身にとってばかりでなく、研究者や観光客、あるいはバリ人を国民としてかかえる政府にとっても、バリの文化を特徴的に表すものとして受け取られているものである。しかしそれが意味する内容ということになると、それを受け取る人それぞれがバリの文化とどういう関わりをもっているかによって違ってくる。バリ人にとっては先祖から受け継いだ遺産であるものが、中央政府にとっては国家統合の基礎となる遺産であり、いっばう観光客にとっては異国情緒をかもしだす記号にすぎない、ということもありうる。その指し示す内容も、またそのどれが意味をもっているのかについても、受け取る人の立場によって違ってくる。

現在国が「文化財」に指定しているものの内容が、考古学的な遺物や碑文などに裏打ちされた歴史的遺跡に比較的配慮が払われて選ばれているのは、植民地時代の方針を受け継いだ「文化財法」制定のいきさつや主旨、あるいはそれを担当している部局の性格からも、納得できないことではない。国内の文化部門の行政を統括する教育文化省文化総局には、「文化財」の担当部局である「歴史考古学的遺物保護活用局」のほかに、歴史や慣習など無形の文化伝統を管轄する「歴史伝統価値局 (Direktorat Sejarah dan Nilai Tradisional)」や、芸能美術を管轄する「芸能局 (Direktorat Kesenian)」などが置かれており、国の文化政策が「文化財」に偏っているわけではない。²⁵⁾ たとえば「歴史伝統価値局」は70年代半ばに始まった「地方文化調査記録プロジェクト」のもとに、国内各地の歴史や風習、伝承などを州別に調査し編纂した膨大な報告書を刊行してきており、また「芸能局」は国

外に文化使節として派遣される芸能団体の認可といった仕事をしている。こうした国の行政のあり方を見れば、国は国内の文化遺産をその性格に応じて部局を分けて担当させ、「文化財」部門はその一部にすぎないことがわかる。国の文化政策全般の方針を云々するにはまだまだ資料が足りないが、「文化財」のみならず地域の伝統や芸能も含めて国レベルで統括してゆこうとする姿勢は指摘できる。

そうしたなかで、「文化財」に指定されたものに、現在その地域で暮らす人びとの伝統とは切れてしまったものが目立つのは、他の部局との役割分担や植民地時代以来の研究蓄積の差といったことがあるにせよ、何か政府の意図が働いているのではないかと邪推したくなる。ジャワの石造寺院ばかりでなく、上で見たバリ島の例で言えば川辺にうち捨てられた「石造寺院遺構」や田んぼから掘り出された「石棺」、「石造レリーフ」などは、「発掘遺跡」などと同じように自分たちの祖先が直接造ったという意識のないものである。そしてそれこそがまさに政府の狙いなのかも知れない。特定の人びとの遺産ではないということになれば、それは特定の地域に限られない、“インドネシア全体に広がっていた共通の新石器文化、ヒンドゥー文化の遺産である”といった解釈がその地域の人びとにも、さらには他の地域の人びとにも受け入れられやすくなることも考えられるからである。²⁶⁾

この点で、すでに述べたボロブドゥール寺院での仏教儀礼開催を最近国が許可するようになったことは興味深い。²⁷⁾ そこで儀礼を行う仏教徒は、かつてボロブドゥール寺院を建立し信奉した人びとの末裔ではまったくなくて、現在のインドネシア共和国の宗教政策のもとで仏教徒として認められた人びと、その多くは中国系のインドネシア人である。この儀礼開催は、観光客誘致という側面もあるだろうが、いっぽうでボロブドゥール寺院の現在の共和国体制のなかで位置づけ、つまり歴史上の“ジャワ人”ではなく現在インドネシア国民の一部を構成している仏教徒の信仰の中心地としての位置づけを、明確に示している。

こうしてみると、2節で見たブサキ寺院の「世界的文化遺産」や「文化財」指定をめぐるヒンドゥー教指導者たちの反発は、いかに過敏な早とちりであったかがわかる。国はブサキ寺院を、ちょうど仏教徒にとってのボロブドゥール寺院のように、国内のヒンドゥー教徒の信仰の中心地として位置づけるつもりだったのかもしれない、そのことは、バリ人のみならず国内のヒンドゥー教徒全体の代表として政府も認めるヒンドゥー教評議会や、それを牙城とするヒンドゥー教指導者たちにとって、まさにその目指す方向にはかならないからである。しかしボロブドゥール寺院の仏教徒の場合と違って、インドネシアのヒンドゥー教徒の主力をなすバリの人びとは自分たちのヒンドゥー教の信仰を、政府が正式に認めるずっと以前から先祖の遺産として受け継いできたものと認識しており、そこに政府の思惑をおせっかいと受け取るそもそもの要因があったと思われる。

いっぽうバリ人のあいだでも、ヒンドゥー教評議会の考えと一般の信徒のそれは決して一枚岩ではない。1959年にバリのヒンドゥー祭司や有識者を中心として結成されたヒンドゥー

教評議会は、唯一神の信仰や教典の保持など、国民の圧倒的多数が信奉するイスラム教を念頭においた共和国政府の宗教政策にバリ人の在来の信仰形態を沿わせるために、神体系や教義・教典、聖職者制度などの整備を進めてきた。²⁸⁾ そのため評議会の活動内容はある面では非常に改革的で、従来信徒たちのあいだで認識のうすかった（事実上はなかったといっている）唯一神サン・ヒヤン・ウィデイ（Sang Hyang Widhi）の強調、それを祀る祠を中心に置いた寺院の建設、あるいはヒンドゥー教の本場インドの慣行から採り入れた一日三回の礼拝の奨励など、従来のバリ人の慣行にはなかったことがらを積極的に推進している。ただしそれらは今までのところ、従来のバリ人の宗教活動以外の場面に限られているのも事実で、村の寺院では依然としてその寺院の神が主神として儀礼の対象にされており、唯一神の祠を中心に置いた寺院の設置は役所や学校の一角などとも寺院のなかったところに限られ、また一日三回の礼拝もとくに朝に学校や役所で行われている程度である。²⁹⁾ 従来の慣行に対しては評議会も、儀礼の手続きを一律に規制したり、従来あった寺院や祠を壊して配置を変更するなどというところまではいかず、出版物や声明を通して儀礼や寺院構成の原則と意義を示すにとどまっている。ヒンドゥー教評議会は、国の政策と信徒たちの慣行にはさまれて、折衷的な立場をやむなくされていると言える。

それに対して一般の信徒である村びとの行動や考えを規定する基準は、ヒンドゥー教評議会が標榜する教義でも、また学術的に解明された歴史でもなくて、まず第一に先祖から受け継いできた慣習にある。上に述べた寺院の改変について言えば、既存の寺院への評議会の理念の適用を食い止めているのは、すでに建てられている寺院や祠を人間の手でむやみに壊したり動かしたりすることを避ける村びとの慣行である。そうした施設は人間以外の神や霊に捧げられたものであり、たとえそれを祀っていた人びとが絶えたり移住したりして今やいなくなっていたとしても、それを壊したり動かしたりすると、そこに祀られている神や霊をいたずらに刺激することになり、災いがおよぶとして避けられている。こうした慣行があるために、既存の寺院や祠はなにか天災でも起きて破壊しないかぎり、人間の意志でとり壊すことなどできないのである（天災で壊れればそれは神の意志ということになり、より神の意向にそったかたちに改変するといった可能性もでてくる）。

また学術的な評価とのかかわりでは、新石器時代や歴史時代の遺物・遺構のあるものについては、それを保管する村びとが伝承などを通して自分たちの遺産に取り込んでいる場合がある。たとえばアジア最大の銅鼓として知られる新石器時代の遺物は、空から落ちてきた“月”だとする伝承とともに大切に寺院に保管されてきた。³⁰⁾ また古代ヒンドゥー時代の石像に、伝説の巨人クボ・イウォが作ったとされるものがあり、こちらも寺院に保管されたりしてきた。³¹⁾ これらの場合村びとはそうした遺物を、学術的に貴重だからではなく、自分たちが継承してきたものとして扱い、学術的な調査や保管に簡単に委ねることを拒んでいる。さらに石像寺院遺構のなかには、その敷地の一角に新たにバリ・ヒンドゥー

寺院 (*pura*) が村びとによって建てられたものが見られる。これなども歴史的な遺跡を現在の村びとの慣習のなかに取り込もうとしている例と言える。

慣習にもとづく村びとの考え方や活動に、宗教的な要素が強く見られるのは、バリの人びとのあいだで維持されてきた慣習が、もともと目に見える世界と目に見えない世界からこの世は成るといふ世界観に立ち、そのあいだの調和をこわさないように秩序を維持してゆこうとする、宗教的側面と切り離せないところに基盤を置いてきたものだからである。たとえばバリの村びとにとってその守るべき慣習の核心である村の慣習は、村のまとまりの中心となる村の寺院での行事やその維持管理、また村が慣習法的に所有している村の居住地の取り扱いや、その住人である村の成員の誕生、結婚、死をめぐる扱いなどをその内容としている。これらは単なる道徳的な規範や社会的な取り決めではなくて、それを破ると世界の秩序が乱れ村全体が安寧をおびやかされるような、そうした規則なのである。ヒンドゥー教評議会が国の宗教政策との橋渡しをしようとしつつ手を出しかねているのは、こうしたそれぞれの村で維持されている世界観に根ざした慣習なのであり、「文化財」に指定された村の寺院を頑固に宗教施設として維持し続けているのは、ヒンドゥー教評議会の戦略もあろうが、それよりもまずこうした慣習に基盤を置く村びとたち自身であることがわかる。また、前節であげたプリプラン村は、村の景観とあわせて、屋敷の独特な配置や建物の構造、あるいは一夫一婦の原則を破った者の扱いなど、村の慣習そのものを売り出そうとしていると言えるが、それらもまた単なるめずらしい風習というのではなくて、こうした村びとの世界観に根をおろしたものである。さらに言えばそうした慣習に表される村びとの世界観そのものを観光客に提示しようとしているとも受け取れる。

いっぽうで慣習は、世界のあらゆることに関してその細部までを規定しているわけではない。また慣習を守ることが、昔からのやり方をすべてそのままに受け継ぐことになるわけでもない。伝統的な村のあり方を売り物にするはずのプリプラン村が、村の道を石畳の舗道に整備してしまったように、道具や素材など慣習の規制の本質的でない部分とされたところでは、状況に応じて新しい要素の入り込む余地がある。たとえば寺院建築について言うと、慣習が建物の素材や部分々々のデザインといった点まではっきり規定しているわけではなく、そうした面で順次改変が行われていくことはしばしば見られる。バリのヒンドゥー寺院のトレード・マークである、門や扉や祠を飾る彫刻は、宗教的というよりは装飾的あるいは様式的な意味合いの強いものであり、壊れればどんどん新しいものに作りかえられてゆく。そのとき、どういう形にするかを定めるのは、慣習ではなくて、あるいは以前どういう形だったかでもなくて、新たに彫刻をする彫刻師の会得している様式によるのである。

そうなってくると、たとえばその寺院が「文化財」に指定されていれば遺物保護局の方から学術的な規制がかけられるだろうし、あるいはその改変が宗教的にあまりそぐわなけ

れば、ヒンドゥー教評議会からも指導が行われるかも知れない。あいにくそうしたことを示す事例は今のところ持ち合わせていないが、バリ島の文化遺産の保持をめぐる、学術的基盤に立つ遺物保護局と、宗教的理念を判断基準とするヒンドゥー教評議会、そして慣習に礎を置く村びとが三つどもえの関係にあることは指摘できる。

そしてそこにはさらに、観光客にとってのバリの文化遺産という視点が加わる。バリ島の観光にとって、自然やレジャー施設ではなく文化遺産の果たす役割が大きく、地方政府もそれを「文化観光」と規定して積極的に文化遺産を活用した観光促進を推し進めてきたことはすでに述べた。こうしたなかで、観光がバリの文化にもたらす影響、とくにその宗教的な価値の維持に及ぼす悪影響とその防止策に関しては、バリ人の関係者のあいだではやくから論議がもたれてきた。たとえばバリ州政府の「文化観光」方針が定まろうとする1971年にはバリ州教育文化局の主催で「神聖な舞踊と世俗的な舞踊をめぐるセミナー」が開かれ、どういう芸能が観光客に見せるにふさわしいかをめぐって議論が闘わされた。³²⁾ その結論は、バリの芸能のなかで神聖な意味をもつものをそうでないものと区別して、前者を儀礼の場での上演に限り、観光用には上演しないようにしようというものだった。しかしそうした明快な区分には無理があり、また観光客の側からの要望もあって、神聖と目された出しものの観光用上演はあとを絶たず、1991年になってもまだ、11種類の神聖な舞踊をホテルで上演しないようにという州知事令が出されるという状況である。³³⁾ また祠や寺院の門を模した建築物がさかんにホテルなどに建てられ、それに対してはヒンドゥー教評議会などからしばしば抗議の声明が出され、建築が一時中止される例も起きている。³⁴⁾ このように観光の影響に対してすぐに宗教上の配慮がもちだされる点は、すでに述べた観光地の寺院での宗教施設としての強調とあわせて、バリの人たちによる自分たちの文化の性格づけを考えるうえで示唆的である。

観光とのかかわりでもうひとつ重要な点は、観光に供するために作られたものがいつのまにか住民の文化慣習のなかにとりこまれてしまう、といった可能性である。たとえばもともと鑑賞用に創作された舞踊が今日では寺院の祭りなどで奉納芸として上演されている、といったことが研究者によって指摘されており、私も調査地で類似の例を観察したことがある。³⁵⁾ また本文であげてきた例で言えば、プンリプラン村が整備した村の舗道がそれにあたる。ただし奉納芸について言えば、ひとつの儀礼のなかで上演される演目にも、踊りの素人である信徒たちが行う儀礼性、慣習性の強いものから、特定の専門家を雇って行う娯楽性の強いものまであり、新しい演目が付け加えられる可能性があるのはそのうちの後者の方である。この、専門家の手になる部分に新たな要素が入り込む余地が認められるのは、すでに述べた寺院の彫刻などの場合にも共通している。またプンリプラン村の舗道は、村の慣習のなかでは周辺的な部分であり、今後村の慣習が観光の影響でどのような変化を見せるかについては、今のところ未知数である。

観光とのかかわりで指摘できるのは、その否定的な規制にせよ肯定的な取り組みにせよ、それを通してバリの人たちが自分たちの文化の再認識を進めている、という点である。観光客に何をバリの文化として提示するかを模索することは、何がバリの文化かと自問することである。さまざまなセミナーや州政府の規制などに表される見解はそのひとつの、しかしまだ完全ではない答えであるし、観光地として名乗りをあげたばかりのプンリプラン村などはその過程のただ中にあると言える。

同じような言い方で言えば、中央政府による「文化財」の統制は、インドネシア全体のなかでのバリの文化の再認識であるし、ヒンドゥー教評議会のさまざまな活動もまた、バリ人の信仰を国家の宗教政策と押し寄せる観光化のもとで再認識しようとする試みであると言える。「文化財」政策は新しい法律を受けて始まったばかりであり、また評議会の活動もまだまだ現在進行中のことである。現在のバリは、こうしたさまざまな立場の当事者たちが、それぞれにとってのバリの文化の位置づけを試みようとしている段階にあり、そうした取りぎたの交錯するもののひとつが「文化財」であり、それに類した文化遺産であったことは、以上見てきたとおりである。

おわりに

ここでの考察は、バリの文化の現状を、「文化財」という結び目から解きほぐそうとした試みである。その活用について論じるうえで、宗教政策や観光とのかかわりに語句を費やすことになったが、それはそのまま現在のバリの文化の置かれた状況を端的に表していると言える。そうしたなかで、新たな自己認識にせまられたバリの人たちが、その基盤として依拠しようとしているのが慣習ではないか、というのが私の基本的な見通しである。

インドネシアにおける宗教と慣習の位置づけをめぐるはこれまでも研究者による議論があり、さらにバリでの慣習の再認識については、バリ島全域で州政府の指導のもとに進められている各村の慣習法の成文化作業や州レベルで毎年催される「慣習村コンテスト」(Lomba Desa Adat) など、取りあげるべき事例がまだまだ多く残されている。³⁶⁾ また観光とバリの文化のかかわりについてもこれまで多くの議論がなされてきたのみならず、観光通信省所属の国営公社「バリ観光開発センター」や教育文化省文化総局の「芸能局」の果たす役割など、考察すべき問題は多い。³⁷⁾ いずれも別の機会に譲ることとする。

注

- 1) 「歴史記念物法」については *Himpunan* (1981) 参照。
- 2) 本文では「文化財」は政府による指定を受けた遺物、遺跡、建築物等に限りに、いっぽう文化遺産とは、「文化財」指定を受ける受けないにかかわらず、また「文化財」に指定されているような物に限らず慣習や信仰形態といったことも含めて、代々受け継がれてきた文化伝統を指すこととしておく。

- 3) *Himpunan* (1981) には1960年から1981年にかけての、歴史考古学的遺物・遺跡に関わる大統領令や関係大臣・役所の指令、覚書等が集められており、以下の記述はそれにもとづく。
- 4) 政府の観光担当部局が置かれていた通信省 (Departemen Perhubungan) は、1983年の第四次スハルト内閣から観光通信省 (Departemen Pariwisata, Pos dan Telekomunikasi) に名称が変更されて今日に至っている。
 なお、調整大臣というのは特定の省を持たず、省庁間の調整をはかって大統領を補佐するために置かれた大臣職で、1973年の覚書は国家施設統括調整大臣 (Menteri Negara Penertiban Aparatur Negara) の名で出されている。
- 5) この渡航には、総合研究開発機構 (NIRA) の委託研究「文化協力における民族と国家」(平成4年～7年、研究代表者・有限会社真木) からの資金援助を受けた。また日程の一部は同じ委託研究の委員である佐藤浩司氏 (国立民族学博物館) および後藤治氏 (文化庁文化財保護部建造物課) と同行した。とくにジャワ島の遺跡での聞き取りは佐藤浩司氏と共同で行い、氏を経て得られた情報が多いことを明記しておく。
- 6) 現在ボロブドゥール寺院で行われている仏教儀礼は、5月の満月の日に催されるワイサク儀礼 (Waiçak) である。これは近隣のムンドゥット寺院およびパウオン寺院にまたがって行われる儀礼である。
 なお、*Himpunan* (1981: 68) を見ると、1979年の内務大臣名の各州知事宛て通達書で、歴史記念物に指定された寺院遺跡で信者たちが宗教儀礼を行いたいという申請に許可を与えないよう指示しており、1990年9月29日付の週刊誌『テンポ』(TEMPO) の記事にも、ボロブドゥール寺院での宗教儀礼は政府によって禁止されていると書かれている。儀礼の許可はそれ以後のようで、それには寺院遺跡を舞台にした儀礼の観光利用といった政府の方針もかかわっていると推測される。
- 7) 観光通信省所属の国営公社 (Badan Usaha Milik Negara) は観光公園会社のほか、ホテル・インドネシア会社 (PT. HII)、ナトゥール観光会社 (PT. Natour)、電話会社 (PT. TELKOM) 郵便公社 (Perum. Pos dan Giro)、バリ観光開発センター (PT. Bali Tourism Development Center) の計6社がある。
- 8) 歴史考古学的遺物保護活用局の地方部局である歴史考古学的遺物保護局は、中部ジャワ州、東部ジャワ州、バリ州のほか、現在までに南部スラウェシ州、ヨクヤカルタ特別州、リアウ州、ジャンビ州、アチェ特別州、西部スマトラ州、西部ジャワ州の国内10の州に置かれている。いずれも州内に目立った歴史的遺跡をかかえているところである。この部局のない州では、文化総局内の歴史考古学博物館の州事務所 (Bidan Permuseum Sejarah dan Purbakala) がその業務を代行している。
- 9) 1976年に調査・整理され1981年に再校正された「歴史考古学的遺物目録」(Daftar Inventaris Peninggalan Sejarah dan Purbakala) 参照。目録は歴史考古学的遺物保護活用局が作成している。なお目録の記載は、その1件づつについて、全国で通番の登録番号、名称、所在地、素材、大きさ、現状、物件の総数、そして所有者が記載され、それが所在地の県ごとにまとめて並べられている。
- 10) Kempers (1991) 参照。
- 11) バリにおける考古学的遺跡の研究調査の、植民地時代からの経緯についてはKempers (1991: Chapter 6) 参照。
- 12) ブサキ寺院についてはStuart-Fox (1982; 1991) 参照。
- 13) ブサキ寺院全体は22の寺院からなる複合体で、そのそれぞれの所有はまちまちであるためか、文化財の登録リスト (表1参照) ではその所有については「未記入」になっている。
- 14) この問題については別のところすでに取りあげたことがある。鏡味 (1991: 78-79) 参照。
- 15) 週刊誌『テンポ』1993年1月9日号の記事 (35ページ) 参照。
- 16) ヒンドゥー評議会については福島 (1991) 参照。
- 17) したがって外国人観光客でも、ちゃんと正装をし、知り合いのバリ人が儀礼に参加するのについてゆ

くような場合には、入場の際にお金を求められることはない。観光地の寺院が観光客から寄付金をとる名目としてよく行われているのが、寺院内に入るための儀礼用の腰帯を貸すという方策である。この場合も金額は任意である。

- 18) 鏡味 (1991 : 76-77) 参照。
- 19) 王宮の場合は入場料の4割を県に納め、残り6割が財団の収入となる。またティルタガンガ離宮のほうは5割を県に納め5割が財団の収入となるが、県に納めたうちの5分の2は入場料徴収の業務を財団が行っていることへの報酬として県が財団に寄付するかたちをとり、それが職員の給与にまわされる。結局財団の収入は全体の7割、県の取り分は3割ということになる。ちなみに県の認可を得る前に財団が私的に徴収していたティルタガンガ離宮の入場料は250ルピア、認可後の入場料は550ルピアであり、物価上昇分や職員の増強分に加えて、県に納める分が上乘せされた額になっている。

なお、正式に入場料というかたちで料金を徴収しているバリの他の観光施設の、1993年現在の入場料は500ルピア（たとえば上述のタバナン県のチャンディクニン公園など）か550ルピア（カランガスムの王宮や離宮のほか、上述のタナ・ロット観光公園など）で、しかもその50ルピアの差は場内での事故に対する保険料の分であり、観光地の入場料金について地方政府の観光局レベルで指導や合意があるのかもしれない。
- 20) 西スマトラ州やニアス島で数件の伝統的家屋が「文化財」としてすでに登録されている。*Daftar* (1981)参照。
- 21) プンリプラン村の紹介記事についてはバリの地方新聞『バリ・ポスト』(*Bali Post*) 1991年9月17日付朝刊、および外国人観光客向けの月刊ニュース新聞紙『バリ観光案内』(*Bali Tourist Guide*) 1993年3月号参照。いずれも新しい観光スポットの紹介に終始しているが、『バリ・ポスト』の記事では、県の方が積極的にはたらきかけて整備が行われたように書かれている。

なお1993年5月23日付けの『日本経済新聞』の記事によれば、プンリプラン村の観光地としての正式な認可は5月に下りたようである。
- 22) 1993年5月23日付けの『日本経済新聞』の記事によると、村全体が観光地として地方政府の認可を受けた例は、バリの中ではプンリプラン村が三つ目という。あとの二つは次に述べるトゥルニャン村と、バリ島東部のトゥンガナン村 (*Desa Tenganan*) である。

トゥンガナン村は耕地の共同所有や年齢にもとづく村の役職の位階性、独特な民家の配置と建物の構成、さらにインドネシアでもこの村でしか見られない緯経緋 (たてよこがすり) などで、植民地時代から学者の注目を集めていた。現在村は入場料をとって観光客を入れている。

なお、上述の『日本経済新聞』の記事によれば、こうした「観光村 (*Desa Wisata*)」の開発、運営の方針は、国連開発計画 (UNDP) とインドネシア政府の共同計画で進められているというが、その詳細については確かめていない。
- 23) 『バリ・ポスト』1991年10月28日付朝刊記事参照。また1993年4月10日付けの同紙には、バンリ県内の観光地を訪れる観光客も順調に数を伸ばし、観光政策に自信を示す県知事のインタビュー記事が載っている。プンリプラン村の観光開発も、この知事のアイディアによるものかもしれない。
- 24) バリにおける「文化観光」の経緯についてはPicard (1990) 参照。なお、バリでの観光開発の展開と、国の政策との関わりについては、観光通信省に独立に設置されている国营公社の「バリ観光開発センター」の存在も含めて、別に調査する必要がある。
- 25) 文化総局にはほかにも国内の博物館行政を担当する「博物館局 (*Direktorat Permuseuman*)」といった部局や、すでに述べた「考古学研究センター」などの研究機関が置かれている。
- 26) バリ島の石棺は東ジャワや東カリマンタン、北スラウェシ、スンバ島、スンバワ島に類例のある遺物として、ギリマヌツ遺跡は西ジャワや南スラウエシ、スンバ島などの海岸部の新石器時代の遺跡につながるものとして、さらに10世紀から14世紀にかけての遺構は同時代の東ジャワを本拠としたヒンドゥー教勢力とのかかわりで、学術的には位置づけられている。新石器時代の遺物についてはSoejono

- (1978) ; Sutaba (1980)、歴史的遺構についてはKempers (1991) 参照。
- 27) 前記注6参照。どうして最近になって許可されるようになったかについては、寺院の補修が完成したことのほかに、最近の政府の宗教政策の変化によることも考えられる。政府は1991年秋に、共和国始まって以来はじめて宗教をテーマにした国家的フェスティバルである「イスラム祭 (Festival Istiq-lal)」を首都ジャカルタで開催した。これまで宗教は国を分裂させる潜在的な力として慎重に扱われてきたことを考えると、最近になって政府の宗教政策は方針を変えつつあるように見える。
- 28) 評議会は結成当初は「バリ・ヒンドゥー教評議会 (Parisada Dharma Hindu Bali)」と命名されていた。こうした結成のいきさつやその後の活動について、詳しくは福島 (1991) 参照。
- 29) これら新しい形式の寺院や活動についてはForge (1980) ; 鏡味 (1992) 等参照。
- 30) Kempers (1991 : 16-31) 参照。
- 31) Kempers (1991 : 158-159) 参照。
- 32) Picard (1990 : 62-71) 参照。
- 33) 1991年12月24日付『バリ・ポスト』の記事参照。
- 34) 鏡味 (1991 : 78) 参照。
- 35) Picard (1990 : 71)。私が観察したのは、ここ10年ほど調査を続けているボナ村で1991年に行われた死者の霊の浄化儀礼でのことである。その儀礼の核心であった夜、神々に降臨を願って死者の霊を清め一同お祈りをするという手順を踏んだあと、こうした儀礼につきものの奉納芸として、影絵芝居や仮面劇などの伝統的な演目と並んで、もともとこの村には見られない、バリ東部の村によく見られる少女の踊りが上演された。この演目を指揮したのは、影絵人形師として著名で海外公演の経験もあり、自宅で芸能塾をひらいている人物であり、演者はその教え子たちである。
- 36) 宗教と慣習の問題については、本文でも参照してきた福島 (1991全般)、Picard (1990 : 63-64) などとも取りあげており、私も若干の見解を述べたことがある (鏡味1992 : 325-329)。また慣習法の成文化や慣習村コンテストについてはすでに中村 (1990 : 186-187) が一部取りあげている。
- 37) バリ島の観光については、最近山下 (1992) が概観している。またPicard (1990) はとくに観光とバリの芸能とのかかわりについて詳しく分析している。

参 考 文 献

Daftar Inventaris Peninggalan Sejarah dan Purbakala

1981 Jakarta, Direktorat Perlindungan dan Pembinaan Peninggalan Sejarah dan Purbakala.

Forge, Anthony

1980 "Balinese Religion and Indonesian Identity", in James J. Fox (ed.), *Indonesia : The Making of a Culture*, Canberra, The Australian National University.

福島真人

1991年 「「信仰」の誕生ーインドネシアに於けるマイナー宗教の闘争」、『東洋文化研究所紀要』第113冊 : 97-210。

Himpunan Peraturan-peraturan Perlindungan Cagar Budaya Nasional

1981 Jakarta, Direktorat Perlindungan dan Pembinaan Peninggalan Sejarah dan Purbakala.

鏡味治也

1991年 「週刊誌から見たバリー『テンボ』誌が伝えるバリ関係記事の分析」、『金沢大学文学部論集・行動科学篇』第11号 : 67-91。

1992年 「ジャカルタのバリ人」、『東南アジア研究』30巻3号 : 315-330。

Kempers, A. J. Bernet

1991 *Monumental Bali*, Berkeley-Singapore, Periplus Editions.

中村 潔

1990年 「「バリ化」について」、『社会人類学年報』Vol.16 : 179-191。

Picard, Michel

1990 “Cultural Tourism” in Bali : Cultural Performances as Tourist Attraction” .
Indonesia No.49 : 37-74.

Soejono, R. P.

1978 “Prehistoric Indonesia” , reprinted in Peter van de Velde(ed.), *Prehistoric Indonesia*, 1984, Leiden, Koninklijk Instituut voor Taal-, Land-, en Volkenkunde.

Stuart-Fox, David J.

1982 *Once a century ; Pura Besakih and the Eka Dasa Rudra festival*, Jakarta, Sinar Harapan/Citra Indonesia.

1991 “Pura Besakih : Temple-state relations from precolonial to modern times” , in Hildred Geertz (ed.), *State and Society in Bali*, Leiden, KITLV Press.

Sutaba, I Made

1980 *Prasejarah Bali*, Denpasar, B. U. Yayasan Purbakala Bali.

山下晋司

1992年 「「劇場国家」から「旅行者の楽園」へー20世紀バリにおける「芸術ー文化システム」としての観光」、『国立民族学博物館研究報告』17巻1号 : 1-33。

(新聞・週刊誌)

Bali Post, Denpasar, PT. Bali Post.

Bali Tourist Guide, Denpasar, PT. Dian Suluh Pariwisata.

『日本経済新聞』、東京、日本経済新聞社。

TEMPO, Jakarta, PT. Grafiti Pers.